

tanabe en+チャレンジキッチン利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、南紀みらい株式会社（以下「運営会社」という。）が運営する田辺市市街地活性化施設 tanabe en+ 1階のカフェ機能を、新規開業希望者や、既存事業者に対して新商品等のマーケティングやプロモーションに活用可能な場である tanabe en+チャレンジキッチン（以下「チャレンジキッチン」という。）として提供するため、その利用にあたり必要な事項を定めるものとする。

(利用形態)

第2条 チャレンジキッチンは、運営会社が運営する田辺市市街地活性化施設 tanabe en+ 1階のカフェ機能を、チャレンジキッチンを利用する者（以下「利用者」という。）に対してレンタルする形態をとる。

(利用者資格)

第3条 次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 田辺市内に事業所を有している個人又は法人、または事業所を置く予定の者
- (2) 利用期間中、チャレンジキッチンにスタッフを1名以上常駐させられる者
- (3) 関連する法律等の許認可等を受けている者
- (4) tanabe en+レンタルスペース等利用規約第2条に掲げる tanabe en+メンバーの登録を済ませた者

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は利用不可とする。

- (1) 店舗を著しく汚損し、又は騒音、振動若しくは悪臭を発生する恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 暴力団を含む反社会的勢力であるもの
- (4) 反社会的勢力との関係を有しているもの
- (5) 前号に掲げるもののほか、チャレンジキッチンとして適当と認められないもの

(提供商品)

第4条 チャレンジキッチンにおいて提供する商品は飲食物に限り、かつ運営会社が次の各号の要件と、出店に関する誓約書（別紙1）内に掲げる注意事項の内容から総合的に判断して認めたものとする。

- (1) 地域の産品を使用するなどの田辺らしさがあるもの
- (2) 新規性のあるもの
- (3) 将来性・市場性があるもの
- (4) 信頼性・安全性が確保されているもの
- (5) オリジナリティがあるもの

2 提供する商品が店内調理を要する場合、必ず利用者が責任をもって調理をおこなう。

3 提供する商品に必要な食材や調味料は全て、利用者が責任をもって用意する。

4 利用者が施設内の食器や調理器具を使用する際は、運営会社の了承のうえ、使用することができる。

(利用期間、利用時間、利用回数)

第5条 利用期間は利用開始日を含めて最長15日間とする。

- 2 利用時間は午前10時から午後7時までとする。
- 3 同一利用者による利用は原則1回とする。ただし、運営会社が、利用者の事業計画が複数回の利用により新商品等のマーケティングやプロモーションにつながる内容と認める場合はこの限りではない。
- 4 利用期間中の転貸は認めない。

(利用料金)

第6条 基本1日につき4,000円とする。ただし、常設カフェにおけるメニューを併行して提供可能な場合は1日につき2,000円とする。

- 2 利用者は利用開始日までに利用計画日数に応じた利用料金を一括して運営会社に対して支払う。

(利用申請)

第7条 チャレンジキッチンの利用を希望する者(以下「希望者」という。)は、利用開始日の30日前までに、tanabe en+チャレンジキッチン利用申請書(様式第1号)に、tanabe en+チャレンジキッチン利用計画書(様式第2号)、その他関係書類を添えて、運営会社に申請しなければならない。

(利用者の決定)

- 第8条 運営会社は、希望者から前条の規定による申請があったときは、利用者を選定し、決定するものとする。
- 2 運営会社は、利用者を決定したときは、チャレンジキッチン出店決定(不決定)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(チャレンジキッチンにおける収益の取扱い)

第9条 チャレンジキッチンにおいて利用者が提供した商品等にかかる収益及び損失は、利用者に帰属するものとする。

(損害賠償)

第10条 運営会社は、次の各号いずれかに該当するときは、利用者に対し損害賠償を請求することができる。

- (1) 利用者が故意にチャレンジキッチン内の設備及び備品等を損壊等させたとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、利用者がチャレンジキッチン内の設備及び備品等を著しく損壊等させ、損害賠償の請求が相当であると運営会社が認めるとき

(原状回復)

第 11 条 利用者は利用期間終了までにチャレンジキッチンを原状回復しなければならない。

(利用の取消)

第 12 条 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、第 8 条の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書等に虚偽の記載があったとき
- (2) 申請書等に記載された内容以外の用途に使用したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この規約に定める事項に違反したとき

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、運営会社が別に定める。

附 則

この規約は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。